

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業に係る支給決定
根拠法令等及び条項		栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 12 条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 12 条 第 1 項
	設定等年月日	平成 22 年 3 月 29 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終変更
	標準処理期間	速やかに
審査 基準	根拠条項	栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 3 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 22 年 3 月 29 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終変更
	【 基 準 】 栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱抜粋 (支給対象者) 第 3 条 給付金の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (3) 次条に掲げる資格を取得するための養成機関において 1 年以上の教育課程を修業し、当該資格の取得が見込まれること。 (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。 (5) 過去に給付金等の支給を受けていないこと。	